石川県地震被災建築物応急危険度判定士認定事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、石川県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱(以下、「要綱」という。)の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の基準及び申請

- 1 要綱第3条第1項第二号に規定する知事が認めた者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地方公共団体の土木・建築の技術職員で、当該地方公共団体の推薦を受けた者
 - (2) 地方公共団体において、応急危険度判定の実施業務を担当する職員で、当該地方公共団体の推薦を受けた者
 - (3) 建築構造に関して、優れた知識を有する者、又は優れた技能を有する者
- 2 要綱第3条第2項の規定により認定の申請をする者は、別記様式第1号による認定申請 書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 石川県に在住し、又は在勤していることを証明する書類(住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等)
 - (2) 建築士の免許証の写し
 - (3) 指定講習の受講修了証の写し(受講申請と認定申請とを同時に行う場合は不要)
 - (4) 写真2枚(各々認定申請書と判定士認定証にはりつけ)
- 3 要綱第3条の2を適用して、要綱第3条第2項の規定により認定の申請をする者は、2 の(3)の書類にかえて、他の都道府県において判定士と同等の認定を受けたことを証する書類の写しを添付するものとする。

第3 判定士認定台帳及び認定証

要綱第4条第1項に規定する判定士認定台帳は別記様式第2号とし、認定証は別記様式第3号とする。

第4 認定証の更新申請

- 1 要綱第5条第2項の規定により更新の申請をする者は、別記様式第4号による更新申請 書に第2の2の(4)に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 1の更新申請書は、認定証の有効期間満了の30日前までに、知事に提出しなければならない。

第5 変更の届出

要綱第6条の規定による変更届は、別記様式第5号とする。

第6 認定証の再交付申請

要綱第7条の規定による認定証の再交付申請書は、別記様式第6号とする。

第7 認定の辞退

要綱第8条第1項に規定による認定の辞退届は、別記様式第7号とする。

第8 指定講習修了者台帳及び受講終了証

指定講習の主催者は、指定講習を修了した者を別記様式第8号の指定講習修了者台帳に 登録するとともに、指定講習修了者に別記様式第9号の受講修了証を交付する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、要綱の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成7年7月3日から施行する。
- 2 平成12年9月1日 一部改正
- 3 令和3年4月1日 一部改正